

## 大阪市水道局局内技術監査実施要領

(制定 平成26年6月25日局長決)

## 目次

- 第1章 総則 (第1条～第2条)  
第2章 技術監査会議等 (第3条～第6条)  
第3章 雑則 (第7条)  
附則

## 第1章 総則

## (要領の目的)

第1条 この要領は、大阪市水道局局内監査実施要綱(平成18年4月6日局長決)(以下「要綱」という。)第11条に基づき、局内技術監査(以下「技術監査」という。)の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (技術監査の対象業務と目的)

第2条 技術監査は、要綱第3条(1)アの事務事業のうち、局が発注する工事等の設計・施行及び水道施設の維持管理業務等を対象とする。

2 技術監査は、前項の業務について、自律的なチェック機能により過誤の発生を未然に防止することができる適正かつ効果的、効率的な執行方法を確保するため、業務プロセスの最適化を行うことを目的とする。

## 第2章 技術監査会議等

## (要綱との関係)

第3条 要綱第4条の年間監査実施計画の策定、要綱第5条の監査の実施に必要な事項の決定及び要綱第9条の監査結果の局長への報告は、技術監査会議で審議した案に基づき行う。

2 要綱第7条の監査の講評等は、技術監査会議作業部会(以下「作業部会」という。)で審議した案に基づき行う。

## (技術監査会議)

第4条 技術監査会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

2 技術監査会議の審議資料は、作業部会が作成する。

## (作業部会)

第5条 作業部会は、別表2に掲げる者をもって構成する。

## (事務局)

第6条 技術監査会議及び作業部会の事務局は、総務部総務課(法務監査担当)に置く。

## 第3章 雑則

## (施行の細目)

第7条 この要領に定めのない事項については、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月25日から施行する。

別表1

技術監査会議	
委員長	総務部長
副委員長	工務部長
委 員	法務監査担当課長
	技術監理担当課長
	施設課長
	委員長が指名する職員

別表2

作業部会	
部会長	法務監査担当課長
副部会長	技術監理担当課長
	施設課長
部会員	総務課担当係長（監査、技術監査）
	工務課担当係長（工事検査）
	施設課担当係長（各技術監理）
	部会長が指名する職員